平成23年

第2回市議会定例会 議案第8号 函館市税条例の一部改正について 函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように 改正する。

附則第7条の3の2の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例) 第7条の3の3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23 年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における 前2条の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別 措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年 法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租 税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措 置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは 「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第 5条の4第6項」と,前条第1項中「租税特別措置法第41条または 第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替 えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用 される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 2 項の規定により読み替え て適用される法附則第5条の4の2第5項」と,同条第2項第2号中

「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 附則第8条の2の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が すべき申告等)

- 第8条の3 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所および氏名または名称ならびに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号までまたは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては,同条第1項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年 度に係る賦課期日において存した家屋の所有者および家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度まで の各年度分の固定資産税については,第54条第3項および第4項の 規定は適用しない。
- 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は,同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が

毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所および氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在,地番,地目および地積ならびにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区 分所有家屋の所在,家屋番号,種類,構造および床面積ならびにそ の用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所および氏名ならびに当該各 特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の 割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合および当該割合の算定方法

附 則

この条例中附則第8条の2の次に1条を加える改正規定は公布の日から,附則第7条の3の2の次に1条を加える改正規定は平成24年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い,東日本大震災の被災者に対する個人の市 民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例および被災住宅用地 に係る固定資産税の特例を受けようとする場合の申告等の手続に関する 規定を整備するため